

発議案第5号

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月9日

八千代市議会議長 林 隆文 様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 伊原 忠 |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 堀口 明子 |
| | 同 | 飯川 英樹 |
| | 同 | 三田 登 |
| | 同 | 高山 敏朗 |

提案理由

国に対し、核兵器禁止条約に参加し、調印・批准することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書

広島・長崎に原爆が投下されて78年、被爆者は幾多の苦難を乗り越えて、「この苦しみは私たちが最後にしてほしい」、「同じ過ちを絶対に繰り返してはならない」との強い思いから、全世界に核兵器の非人道性を自らの体験を通して伝え、核兵器の廃絶を訴え続けてきた。

2017年7月、核兵器の開発、実験、保有、使用だけではなく、核兵器による威嚇行為をも禁ずる核兵器禁止条約が国際連合に加盟する122か国の賛成で採択され、2021年1月22日には正式に国際条約として発効した。被爆者はもとより人類の悲願である核兵器のない世界への大きなスタートであり、歴史上初めて、国際法上「核兵器は違法」とみなされることになったのである。

核兵器禁止条約が発効してから2年が経過し、現在92か国が署名、68か国が批准しているが、その一方で、2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行い、その後も繰り返し核兵器使用の脅迫を行いながら侵略を続けている。これは、核兵器の使用、威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものである。

今こそ広島・長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばならないのである。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約に参加し、調印・批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

外 務 大 臣 様